**南丹広域振興局・府民公募型整備事業委員会開催要領**

（趣　旨）

第１　この要領は、府民公募型整備事業（以下「整備事業」という。）における、府民公募型整備事業委員会（南丹広域振興局）（以下「委員会」という。）を開催するために、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２　委員会は、京都府南丹広域振興局管内における整備事業の事業箇所の採択に関する事項についての意見を聴取することを目的とする。

（委員）

第３　委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

２　南丹広域振興局長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（運営）

第４　座長は、委員会の進行を行う。

２　委員がやむを得ない事由により出席できないときは、当該委員の指示を受けた者が南丹広域振興局長の承認を得て、代理出席することができる。

３　委員会は、公開を原則とする。ただし、南丹広域振興局長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（その他）

第５　この要領に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、南丹広域振興局長が定める。

附　則

この要領は、平成２１年５月７日から施行する。

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。